これからの地方における地球温暖化対策の在り方

＜コベネフィットの追求＞

○　地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、コスト削減、防災、健康などの多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。
○　地球温暖化対策は、社会経済情勢や技術動向も踏まえて区域の目指す将来像の中に位置づけ、コベネフィット即ち温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益の観点を含めて検討すべきであると考えられます。
○　また、関連する他分野の施策も、地球温暖化対策の観点から再検討し、効果的な連携を図るべきと考えられます。

＜努力の見えるPDCA＞

○　区域における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるものであり、また、個々の施策による削減効果が把握しがたい場合もあります。
○　そこで、温室効果ガス総量削減目標のみならず、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量などを計画目標として掲げることも有効です。
○　加えて、個々の施策についても、削減効果のみならず、進捗評価のための指標を設定し、庁内においても、住民にとっても努力の見えるPDCAサイクルを回すべきであると考えられます。

＜戦略的なパートナーシップ＞

○　地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取り組みとし、庁外のステークホルダー（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体）の参画・共同が不可欠です。
○　区域施策編や各施策について、それらの立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することが望ましいと考えられます。
○　都道府県は、特に広域的なルール作りや市町村の支援に、市町村は現場寄りのプロジェクト支援や住民の普及啓発により注力する等、それぞれの特性を踏まえた役割分担が重要です。

区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（区域の目指す将来像）

基本的な考え方

○　地域を取り巻くマクロトレンドに加え、区域の特性として、地域固有の条件、地域社会を構成する要素を整理した上で、望ましい地域の将来像を構想し提示することが考えられます。

○　区域施策編における将来像は、総合計画や環境基本計画といった上位計画における将来像や総合的な目標と整合的なものとする必要があります。さらに、地球温暖化対策の側面だけではなく、同時にコベネフィットの側面も踏まえたものとすることが考えられます。

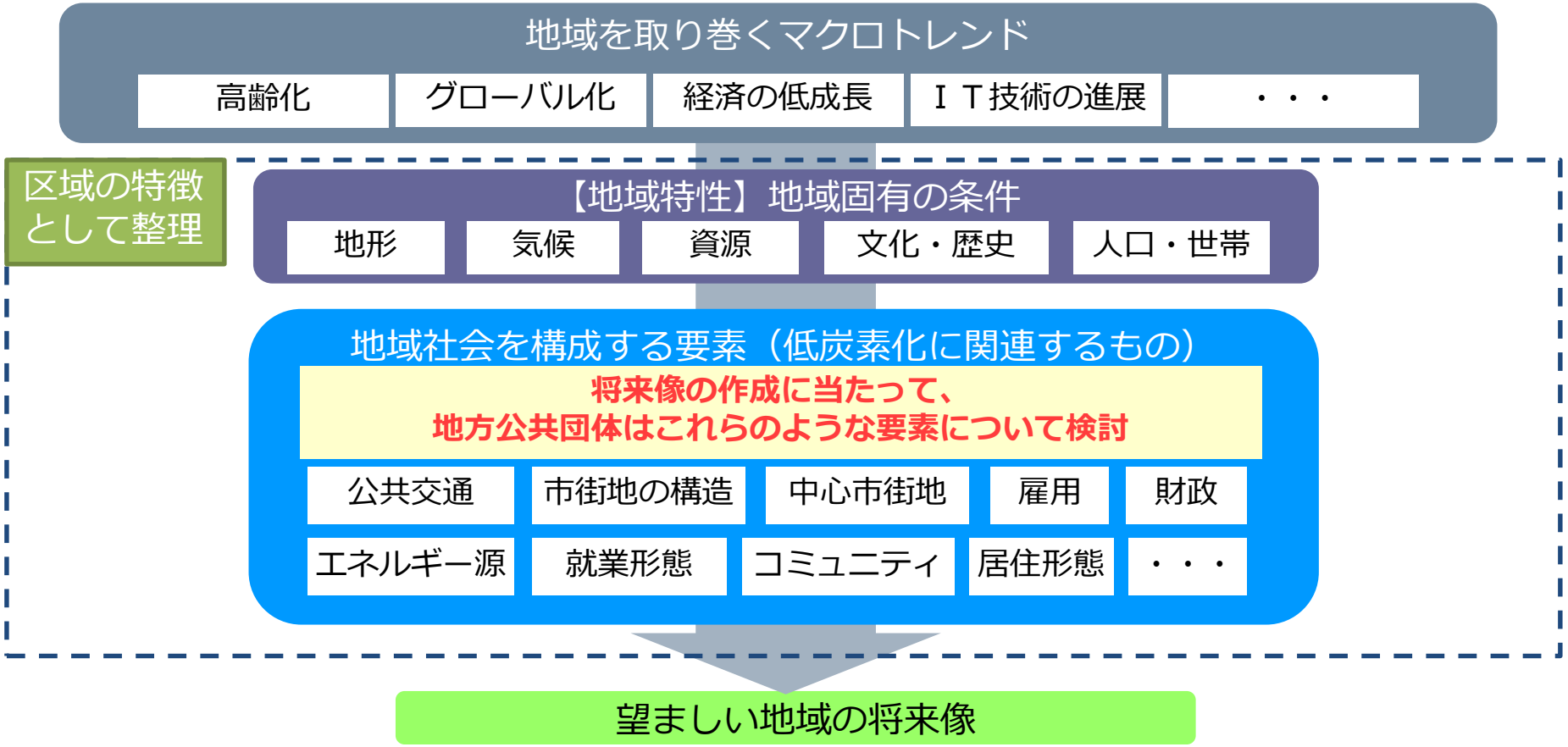

横断的な課題検討会資料（環境省　平成26年３月）を基に環境省作成

区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（地域における地球温暖化対策の意義）

基本的な考え方

○　地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ることとしています。

○　区域施策編の策定に当たっても温室効果ガスの排出抑制等だけでなく、区域の特徴や区域の目指す将来像を前提として、地球温暖化対策と同時に追求しうる便益「コベネフィット」をも含めて評価・検討を行い、地域における地球温暖化対策を意義づけていくことが重要です。

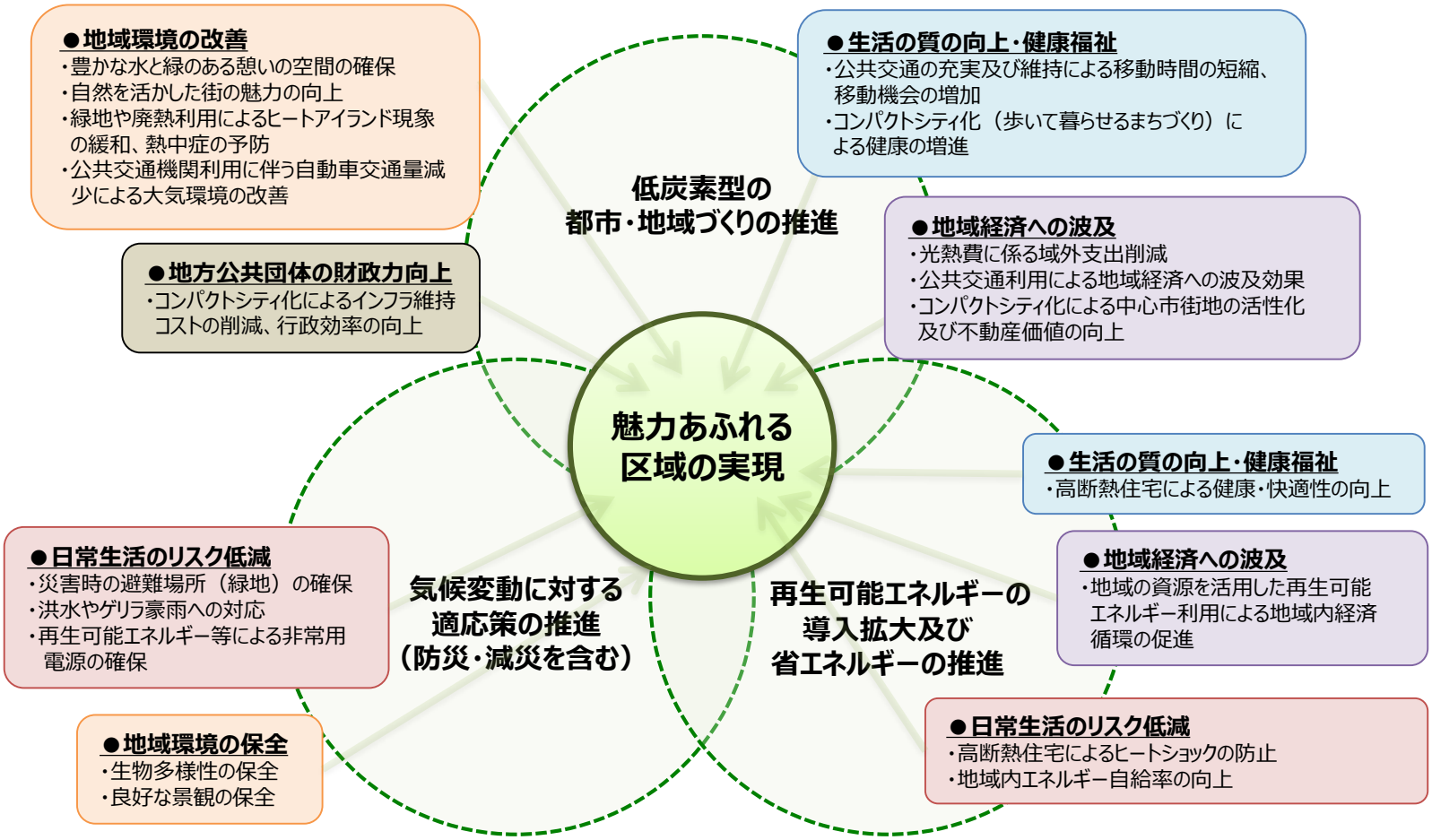

区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（区域施策編の位置付け）

基本的な考え方

○　都市計画や農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成と調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するよう定められています（地球温暖化対策推進法第21条第4項）。

○　区域施策編の実効性をより強化し確実なものとするため、他の行政計画等の中に可能な限り地球温暖化対策を位置付けていくよう働きかけることも考えられます。

○　とりわけ、総合計画に地球温暖化対策を位置づけることが有効であると考えられます。

○　たとえば、下図のようなイメージで区域施策編と他の行政計画等との関係性を整理し、区域施策編の中で明記することが望まれます。

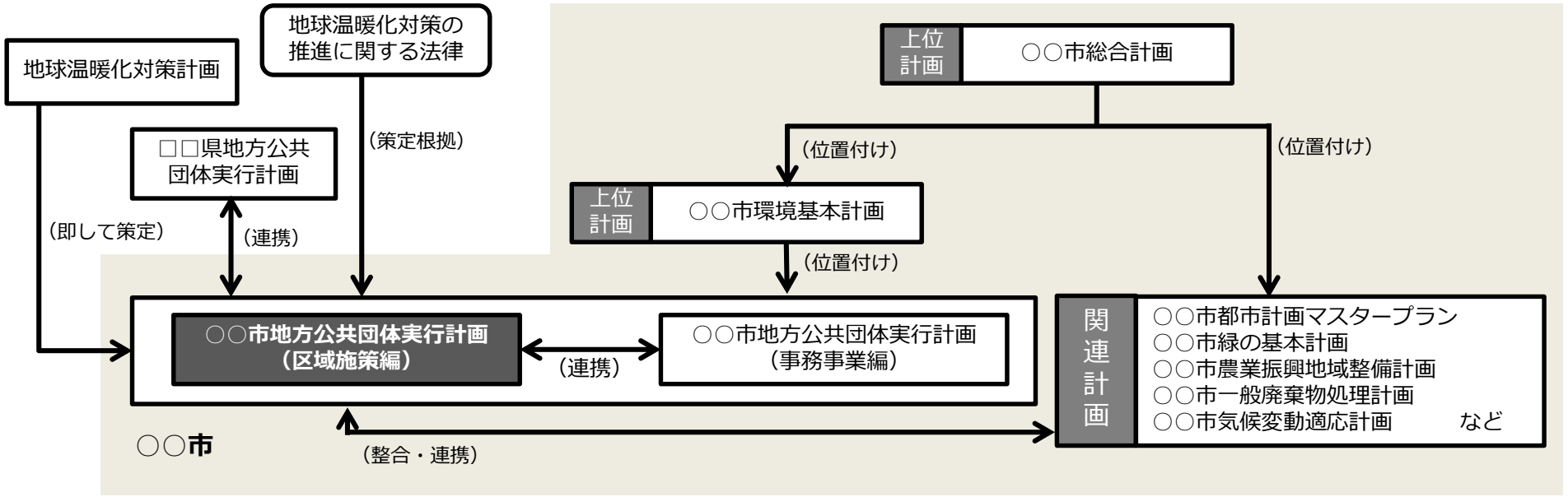

区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（区域施策編の策定・実施に係る体制）

基本的な考え方

○　庁内の体制は、区域施策編の関連計画との連携やコベネフィットの追及を実施していくためにも議論にも対応すべく、横断的な庁内体制を構築、運営していくことが重要であると考えられます。

○　庁外の体制は、多様なステークホルダーを巻き込み、区域の各主体に当事者意識を持ってもらうことが重要であると考えられます。その際には、コベネフィット等も意識して人選すると共に、参加の質を確保することが重要であると考えられます。また、議論を円滑かつ実効的に進めるには、協議・意見反映の仕組みを複層化することも考えられます。

＜庁内連携を工夫した事例（栃木県）＞

庁内の部局横断組織を構成し、施策の検討を含めて連携した事例。

既存の部局横断組織「推進本部」を活用
（「とちぎ環境立県戦略」の策定時に副知事・部局長にて構成）

関係部局担当者（係長級）へ地方公共団体実行計画の策定意義及び環境部局が検討した施策の柱を説明

関係部局が、総合計画に基づく施策のうち、地球温暖化対策に資する施策を環境部局に提案

「推進本部」にて施策案を決定

地方公共団体実行計画骨子案を作成

出典：栃木県へのヒアリング結果を基に環境省作成

＜庁外との合意形成を工夫した事例（長野県）＞

地方公共団体実行計画（区域施策編）の企画の場（地球温暖化対策専門委員会）と、ステークホルダーとの合意形成の場（ステークホルダー会議）を分けて、進めることで、議論を円滑かつ実効的に進めた事例。

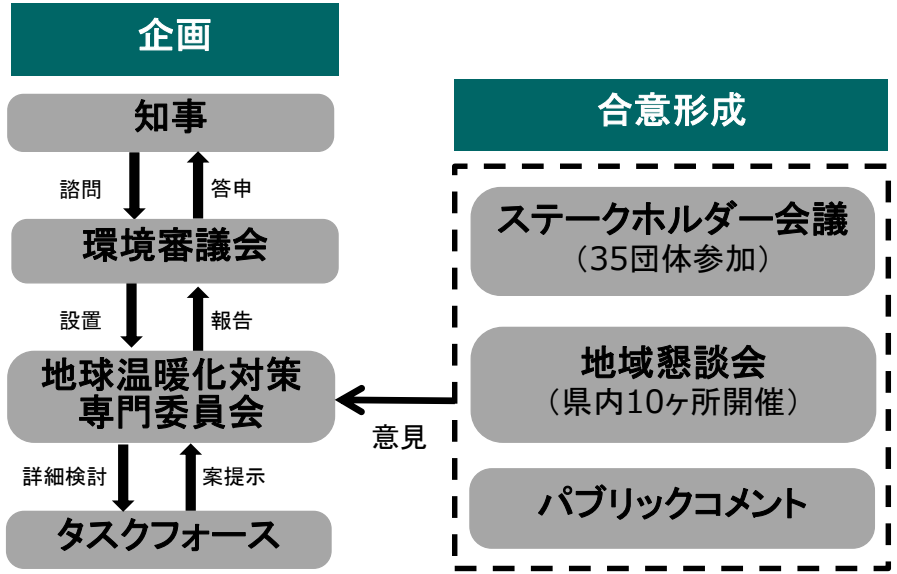

出典：長野県環境エネルギー戦略(平成25年２月)を基に環境省作成

温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策（温室効果ガス排出抑制等に関する施策）

基本的な考え方

○　区域施策編における施策の立案に当たって考慮するべき事項は以下が考えられます。
①前スライドで検討した取り組むべき対策を促進・誘導し、又は確実なものとするための施策。
②地球温暖化対策推進法第21条における「４つの施策分野」に関する施策。
③地球温暖化対策計画第３章における「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」に規定された施策。
④他部局において、地球温暖化対策を主たる目的としないが、コベネフィットの観点から地球温暖化対策につながる施策。
※下図は上記②を円形で示し、また③の各施策を四角囲みで示します。なお、④については次スライドを参照。

○　また、地方公共団体の規模別に期待される内容として、都道府県には管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進、市町村への技術的助言や人材育成の支援等の措置や制度の設計・運用、市町村には具体の事業の支援が挙げられます。

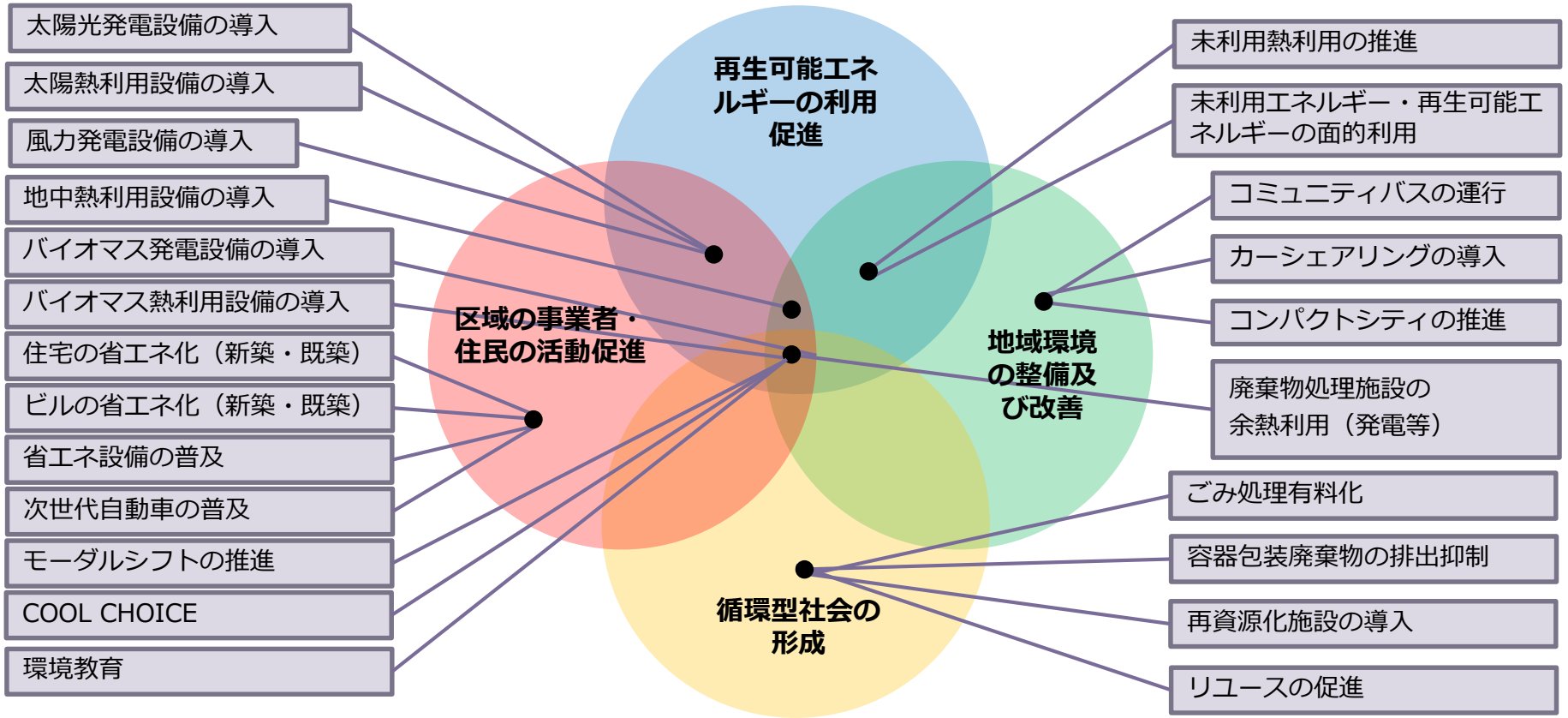

温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策（対策・施策の体系的整理）

基本的な考え方

○　地方公共団体としての重点施策を明確にするとともに、個々の施策の意義・位置づけに対する各主体の理解を増進するため、対策・施策のつながりを体系的に整理することが重要です。
○　対策・施策の体系的整理に当たっては、それぞれのコベネフィットも意識するとともに、区域の目指す将来像との関連も示すことが望まれます。

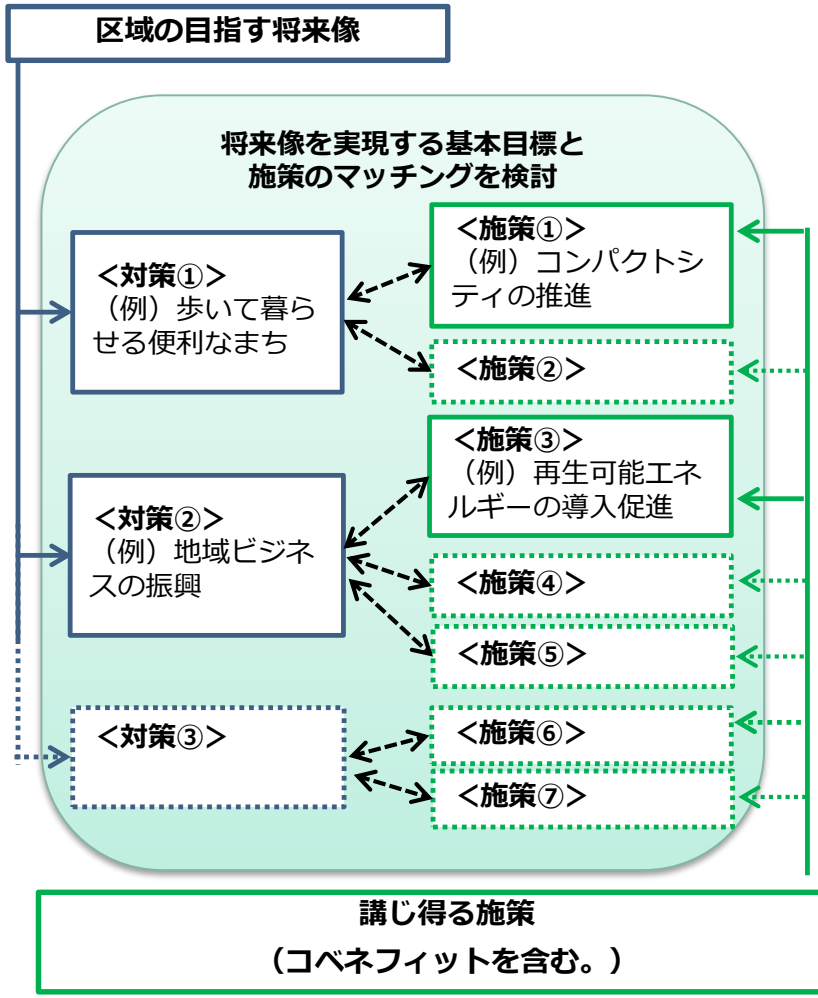

部門・分野	地球温暖化対策の主なコベネフィット
産業 業務その他	・競争力、生産性の向上 ・地域の雇用創出、雇用の増加 ・地域の大気汚染減や労働環境の改善による健康影響低減 ・新しいビジネス機会の向上
家庭	・熱環境の快適性向上 ・建物の資産価値向上 ・家計の節約 ・多様なライフスタイルについての新たなコンセプト
運輸	・自動車交通量削減による大気環境向上 ・公共交通機関の充実による移動時間の短縮、生産性向上 ・運動による健康増進 ・輸送に係る騒音の低減 ・公共交通利用による地域経済への波及効果 ・高齢者等の外出機会の増加による消費増 ・社会交流、精神面の健康
廃棄物	・持続可能な資源管理 ・大気汚染の減少 ・静脈産業の振興
吸収源	・豊かな水と緑のある憩いの空間の確保 ・良質な景観の保全 ・ヒートアイランド現象の緩和
部門・分野横断	・エネルギーセキュリティの向上 ・中心市街地の活性化 ・インフラ維持コストの削減、行政効率の向上 ・土地集約及び再開発による都市中心部の不動産価値向上

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」「事例集」から

官民連携の総合エネルギーサービス事業による地域活性化

福岡県 みやま市

1．概要

みやま市が、再生可能エネルギーの普及や、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、民間企業との合同出資により「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立し、太陽光発電設備やバイオマス等で発電した電気の供給事業を推進している事例。

2．特徴

官民連携により設立した「みやまスマートエネルギー株式会社」が、電気の供給事業だけでなく、人口減少、若年層の転出、地域経済の縮小等に起因した地域課題への対応に向けたサービス（Ⓐ参照）を展開している。

3．成果

事業の実績はⒷのとおりである。みやま市全体でのHEMS導入世帯数は、平成26年末時点で約2,000世帯となっている 。

Ⓐ サービス事例（高齢者見守りサービス）

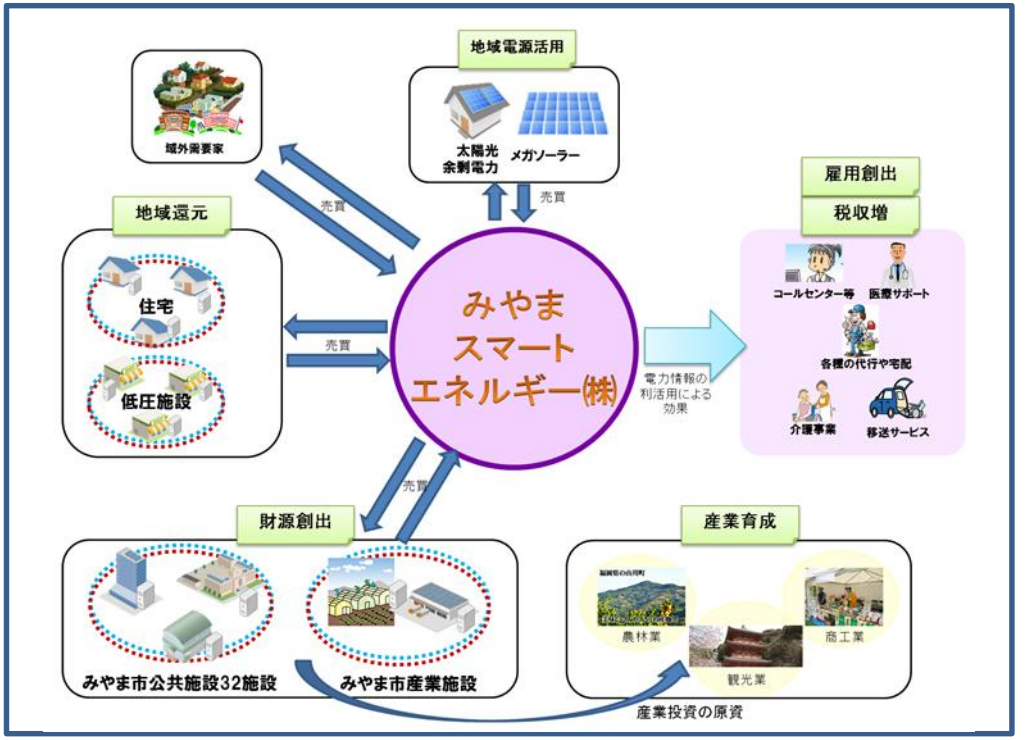

Ⓑ みやまスマートエネルギー事業の実績

進捗管理指標	実績（平成28年見込）	目標（平成31年）
みやまスマートエネルギー電力売上額（百万円/年度）	700	1,380
みやまスマートエネルギー電力市内普及率（%）	6	43
みやまスマートエネルギー電力利用世帯の電気料金の縮減率（%）	2	20

地域資源（木質バイオマス）のエネルギー利用推進による子育て支援の推進

北海道 下川町

１．概要

下川町が、地域の木質バイオマス資源を熱エネルギー源に活用するための一環として、公共施設への木質バイオマスボイラーの導入を推進し、削減された経費を地域の活性化施策として子育て支援に活用している事例。

２．特徴

木質バイオマス資源の需要側の取組だけでなく、循環型森林経営システムによる林業の活性化や森林整備の促進等の供給側の取組を併せて行うことにより、木質バイオマス資源の継続的な利活用を図っている。さらに、削減された経費を、子育て支援等に活用し（Ⓑ参照）、地域の活性化につなげることによって、施策の持続性を高めている。

３．成果

本事業の成果はⒷに示すとおりである。平成15年度以降、町内の公共施設に、木質バイオマスボイラーを11基導入した。また、平成21年度には地域熱供給施設を設置し、役場周辺の4施設に熱供給を行った。

この結果、平成24年度の二酸化炭素排出量は、地域エネルギーの自給率向上により、平成20年度比で9.5%削減している。

Ⓐ木質バイオマスボイラー導入に伴う削減経費の活用

Ⓑ木質バイオマスボイラー等の導入状況（平成29年2月現在）

施設	設置年度	設置数
五味温泉	平成15年度	1基
町営住宅	平成16年度	1基
下川町立幼児センター	平成17年度	1基
農業用育苗ハウス	平成19年度	1基
地域熱供給施設(役場周辺)	平成21年度	1基
高齢者複合施設(あけぼの園等)	平成22年度	1基
エコハウス美桑	平成22年度	1基
地域熱供給施設(一の橋)	平成24年度	2基
下川小学校・町立病院	平成25年度	1基
下川中学校	平成26年度	1基

条例に基づく「地域環境権」活用のための支援施策の推進

長野県 飯田市

1．概要

飯田市が、区域で地域主導型の再生可能エネルギー事業を推進するために、「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定し、事業により得られた収益を地域課題への対応に活用する事例。

2．特徴

飯田市が、上記の条例により飯田市民が「地域環境権 ※1」を有すること、そして、その行使を市長が支援※2すること等を規定することにより、地域主導型の再生可能エネルギーの導入を支援（Ⓐ参照）する。

3．成果

再生可能エネルギー利用による温室効果ガス排出削減量（推計値）は平成26年度において「第２次飯田市環境モデル都市行動計画に掲げる平成30年度の目標値（17,477t-CO_2）を大きく上回っている。

また、「地域公共再生可能エネルギー活用事業」による売電収益については、地域が抱える課題に対応する事業（地区交流事業への支援等）に活用し、市民が主体となった住みよく便利な地域づくりの促進に貢献している。

Ⓐ 地域主導型の再生可能エネルギー導入支援の概要

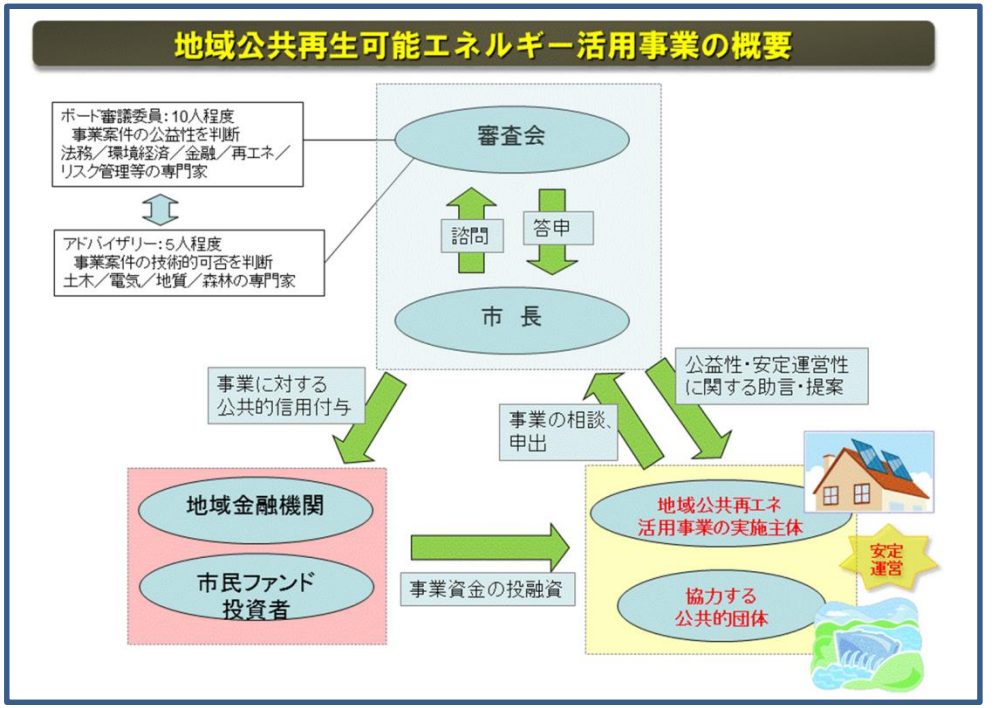

※1：飯田市民は、自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利を有する。（条例第３条）

※2：事業実施計画の策定に対する助言、与信力の付与、調査費用の無利子貸し付け等